

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱が公開されました

今月のニュースレターでは、先月にご案内いたしました「雇用保険改正」について、1月に開催された「労働政策審議会職業安定分科会」にて法律案要綱が示されましたので、ご案内いたします。

■ 雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱について（一部抜粋）

2024年1月12日に開催された「第202回労働政策審議会職業安定分科会」にて、雇用保険法等の一部改正に関する法律案要綱が示されました。その他、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案や、雇用調整助成金に関する議題等もありましたが、今回は、雇用保険等の一部を改正する法律案要綱について、ピックアップしてまいります。

以下、法律案要綱の中から、雇用保険の適用対象者の範囲の拡大に関するポイントとなります。

- **雇用保険の適用対象者の範囲の拡大（2028年10月1日施行）**
 - 一週間の所定労働時間が10時間未満である者について、雇用保険法の適用除外とする。
 - 基本手当の被保険者期間の計算に当たっては、賃金の支払の基礎となった日数が6日以上であるもの又は賃金の支払の基礎となった時間数が40時間以上であるものを1か月として計算する。
 - 基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の下限額を1,230円とする。
 - 受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合の基本手当の減額等に関する規定を削除する。

その他、法律案要綱にて見直しが見込まれている内容は以下のとおりです。

- **基本手当の給付制度の見直し（2025年4月1日施行）**
- **就業促進手当の改正（2025年4月1日施行）**
- **教育訓練給付の改正（2025年10月1日施行）**

詳しい内容については以下のリンクよりご確認ください。

厚生労働省：雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001189308.pdf>

その他、議題に関する資料は以下のリンクよりご確認ください。

厚生労働省：第202回労働政策審議会職業安定分科会資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_030127159_001_00064.html

先月と同様にこれらの見直しが議論されている内容については、現在確定している情報ではなく、通常国会において議論されてまいります。今後も細かい改正がいろいろと行われることとなりますので、法改正の動向については注目していきましょう。

◆2月の労務スケジュール

～2/29 1月分社会保険料納付

～2/10 1月分源泉徴収税額・住民税額の納付



編集担当：奥田
編集責任者：勝山